

## 中間前払金制度に関する取扱いについて

平成21年9月  
佐渡市企画財政部契約検査課

### 中間前払金制度とは

中間前払金制度とは、既に前払金(請負金額の40%以内)として支払いをした建設工事において、一定の要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件に請負金額の20%を中間前払金として追加して支払うものです。

中間前払金は、部分払に比べて、手続が簡素化・迅速化され、工事代金の支払いまでの期間が短くなります。

### 対象となる工事

1件の請負金額が500万円以上の建設工事に適用します。

### 中間前払金の支払条件

中間前払金は、次の条件をすべて満たしているときに支払います。

請負金額が500万円以上であること。

前払金を受領済みであること。

部分払いの請求前であること。

工期の2分の1を経過していること。

工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。

既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

### 中間前金払と部分払の併用

中間前金払と部分払は併用できますが、部分払受領後は請求できません。また、中間前金払は前金払と同様に部分払できる回数から減じます。

### 中間前払金の割合等

請負金額の20%以内の額であり、かつ当初の前払金との合計額が請負金額の60%を超えることはできません。また計算の結果10万円未満の端数があるときは前払金同様にその端数を切り捨てた金額になります。

### 中間前払金の請求前に請負金額が変更された場合の計算例

#### 事例1 増額変更の場合

増額変更の場合は「変更後の請負金額×60% - 当初の前払金 > 変更後の請負金額×20%」となりますので「変更後の請負金額×20%」が中間前払金請求可能額となります。

請負金額 1,000 万円 増額 250 万円 当初の前払金 400 万円

変更後の請負金額×60% - 当初の前払金 > 変更後の請負金額×20%  
= 1250 万円×60% - 400 万円 > 1250 万円×20%  
= 750 万円 - 400 万円 > 250 万円  
= 350 万円 > 250 万円  
中間前払金請求可能額 = 250 万円

## 事例2 減額変更の場合

減額変更の場合は「変更後の請負金額×60% - 当初の前払金 < 変更後の請負金額×20%」  
となりますので「変更後の請負金額×60% - 当初の前払金」が中間前払金請求可能額とな  
ります。

請負金額 1,000 万円 減額 250 万円 当初の前払金 400 万円

変更後の請負金額×60% - 当初の前払金 < 変更後の請負金額×20%  
= 750 万円×60% - 400 万円 < 750 万円×20%  
= 450 万円 - 400 万円 < 150 万円  
= 50 万円 < 150 万円  
中間前払金請求可能額 = 50 万円

## 中間前払金の手続

### 認定請求

請負者は、中間前払金の請求をしようとするときは、市へ中間前払金認定請求書及び工事履  
行報告書を提出します。

### 認定審査

請負者から中間前払金認定請求書の提出があったときは、市は工程表や提出された工事履  
行報告書等により、速やかに中間前払金の条件を満たしているかどうかを調査します。

### 認定

市は認定調査の結果、条件を満たしている場合は、中間前払金認定請求書の提出があった  
日の翌日から起算して7日以内に請負者に対し、中間前払金認定通知書を交付します。

### 保証事業会社への保証申込み

請負者は、市から交付を受ける中間前払金認定通知書により、保証事業会社へ中間前払金  
保証証書の発行を依頼してください。

### 中間前払金の請求

請負者は、請求書(市の指定する様式)に、保証事業会社の発行した中間前払金保証証書  
(原本)を添えて、市へ提出してください。

### 中間前払金の支払い

市は、請負者から中間前払金の請求を受けた日から起算して14日以内に、請負者の指定す  
る金融機関に中間前払金の振込みを行います。

( 請負者 )

( 市 )

